

東独における「半国家経営」成立小史

——合資会社形態による社会主義的改造——

酒 井 晨 史

第一節 第一次五カ年計画前期における私営セクターの地位

(一九五一年～五三年六月)

第二節 第一次五カ年計画後期における私営セクターへの優遇政策

(一九五三年七月～五五年)

第三節 私営企業への統制措置と半国家経営の成立

(一九五五年一月～五九年三月)

第四節 合資会社形態に関する論争

第一節 第一次五カ年計画前期における私営セクターの地位

(一九五一年～五三年六月)

一九四五年五月上旬、ヒトラー・ドイツの無条件降伏によってドイツは、米英ソ仏連合軍の占領下におかれた。

東独における「半国家経営」成立小史

同年八月のポツダム宣言は、ナチ・ドイツの非軍事化、ナチ党の禁止、ナチ法の廃止、活動的ナチ分子および戦犯の逮捕、処罰、民主主義的政党設立の許可、軍需産業の禁止、カルテル、トラスト、シンジケートの解体など一連のドイツの将来の民主的方向をさしめすものであった。

ソ連占領地域の東ドイツにおいては、一九四五年から一九四九年にかけて、民主的土地改革運動―大土地所有の没収―と独占資本、戦犯、ナチ活動分子の企業、資産を没収する反ファシズム・民主主義的変革がおしすすめられた。この独占資本、戦犯、ナチ活動分子から没収された企業は国有化され、人民所有経営が成立する。この時期には、ポツダム協定およびソ連と東ドイツの賠償協定にもとづいて、賠償目的用経営がソビエト株式会社として操業を開始していた。一九四七年、工業生産高に占める比率は、人民所有経営が三六・八%、ソビエト株式会社が一九・五%、私営企業が四三・七%であり、一九五〇年には、その比率は人民所有経営が五二・四%、ソビエト株式会社が二二・六%、私営企業が二五%であった。⁽¹⁾第一表は、一九五〇年の工業生産に占める企業形態別比率であるが、私営企業のなかで軽工業、食料品工業の占める比率が全体として高い。

ドイツ民主共和国が一九四九年一〇月に成立してから、ドイツ民主共和国政府によって実施された二カ年計画（一九四九～五〇）に続いて、第一次五カ年計画（一九五一～五五）が実施された。この時期に人民民主主義革命は社会主義革命の段階へと発展してゆくが、この第一次五カ年計画は、重工業の発展を促進するとともに、工業部門における人民所有セクターを強化し、農業分野では協同組合化を推進し、社会主義の経済的基盤の建設を志向するものであった。

第1表 人民所有経営・ソビエト株式会社の工業生産に占める比率(%)

	人民所有経営(A)	ソビエト株式会社(B)	A + B	私的経営
1947	36.8	19.5	56.3	43.7
1948	39.0	22.0	61.0	39.0
1949	46.6	21.9	68.5	31.5
1950	52.4	22.6	75.0	25.0

(出所) Werner Krause, Die Entstehung des Volkseigentums der Industrie in der DDR, a. a. O., S. 108.

第2表 工業生産に占める企業形態別比率 (1950年) (%)

工業部門	人民所有経営(A)	ソビエト株式会社(B)	A + B	私的経営
工業全体	52.4	22.6	75.0	25.0
(原料工業)				
エネルギー	57.3	42.2	99.5	0.5
鉱山業	60.7	37.6	98.3	1.7
冶金業	67.0	31.7	98.7	1.3
化学工業	30.0	57.8	87.8	12.2
建設材料	62.0	12.9	74.9	25.1
(金属加工業)				
機械製作	56.7	26.4	83.1	16.9
電気工業	50.5	26.2	86.7	13.3
精密機械・光学	53.6	25.5	79.1	20.9
(軽工業)				
木材工業	39.9	0.5	40.4	59.6
繊維工業	63.8	2.9	66.7	33.3
衣服・皮革・靴	45.3	1.9	47.2	52.8
紙・パルプ	60.6	5.8	66.4	33.6
(食料品工業)	57.6	0.2	57.8	42.2

(出所) Werner Krause, a. a. O., S. 108.

私営企業は反ファシズム・民主主義革命の時期には、国民経済の再建のため人民所有経営と同列視され、生産活動に従事してきた。一九四九年初頭、ドイツ社会主義統一党第一回党協議会でワルター・ウルブリヒトは、人民所有経営のみが直接的生産課題をもち、私的資本主義的企業は、人民所有経営、ソビエト株式会社または国营商業組織と契約を締結するという間接的関係を生産計画にたいしてもつとのべた。⁽²⁾このことは、ドイツ社会主義統一党およびドイツ民主共和国政府の側からの私営企業にたいする租税政策、価格政策、信用政策、契約制度面での経済政策上の統制の開始を意味した。

一九五二年七月に開催されたドイツ社会主義統一党第二回党協議会は、ドイツ民主共和国における社会主義建設を決議するとともに小私営企業没収の政策をとらない点を強調した。⁽³⁾しかし、私営企業の租税滞納額——一九五〇年に一億八二〇万マルク、一九五二年に一億三一六〇万マルク、一九五三年に一億三八二〇万マルク——⁽⁴⁾にみられるように、この時期は、過度な重工業優先政策、消費財生産部門の軽視、農業分野における極端な大中農への差別政策、工業の私的セクターにたいする強制的徴税措置などによって、国内における政治的経済的矛盾が先鋭化した時期でもあった。

この第二回党協議会の時期、一九五二年七月一四日に発令された「資産価値保全のための政令」は、ドイツ民主共和国の警察へ申告せずに西側に去った人々の資産は没収され、没収された農業資産は生産協同組合または人民所有農場に移譲されることを規定している(第一、二条)。⁽⁵⁾一九五二年一月下旬、ドイツ民主共和国政府とベルリン市庁は、食糧品と工業製品の投機を阻止するための政令をだした。この政令はドイツ民主共和国国内で生産される食糧お

よび工業製品が、西ドイツまたは西ベルリンに秘密裡に持ちさられていることに市民の監視を呼びかけるとともに、食糧、工業製品の購入、販売について法を犯した場合、厳罰に処すことを公示している。⁽⁶⁾ 事実、この時期は私営企業家や大中農の西ベルリンまたは西ドイツへの逃亡が工場の閉鎖、生産の減少、都市での食糧供給の危機および国家の税収入の減少をひきおこしていた。このように、ドイツ民主共和国の国内においては、工業、農業すべての分野において対立、矛盾が激化し、投機、脱税などによる反国家活動が冷戦を背景に活発化した時期であり、ドイツ民主共和国政府の政策も広範な統一戦線を強化するという路線を逸脱し、資本主義的分子の排除、弾圧という方向に力点がおかれた時期でもあった。

一九五三年四月九日の「ドイツ民主共和国と大ベルリン民主地域の食糧配給券配布に関する政令」は、食糧配給券受給資格者の範囲を制限することを布告し、第一条において以下の人々を受給資格者から排除している。① 私営企業所有者、共同所有者、株主、賃貸借人 ② 五名以上の従業員を有する手工業経営所有者、共同所有者、賃貸借人の仲間 ③ 自由業として活動する弁護士 ④ 私営大商人 ⑤ 自由業として活動する税理士および計理士 ⑥ 家屋土地の仲買人 ⑦ 家賃収入で生計をたてる住宅所有者 ⑧ コーヒー店およびその他の居酒屋の所有者と賃貸借人 ⑨ 個人商人（食糧品店、肉屋、パン屋、八百屋、繊維製品商、小間物商など） ⑩ 私営企業の代理商と商用旅行者 ⑪ 荒廃せる農業経営の所有者およびその家族。さらにこの政令の第二条は、都市、市町村評議会の食糧品配給所に該当する人物の氏名一覧表を作成することを委任している。⁽⁷⁾ ドイツ民主共和国首相、オットー・グロテヴェールが署名したこの政令は、ドイツ社会主義統一党、ドイツ民主共和国政府のかかげる広範な統一戦線の結成という政治路線

からの極端な逸脱を意味するものであった。一九五三年六月九日、国内の政治経済情勢が極度に緊迫した時期に、ドイツ社会主義統一党中央委員会は、国民生活に必要な日常必需品、つまり消費財生産の拡大、私営企業、手工業、小売商への資金の調達、小農、中農、大農等、個人農にたいする農地の没収の中止、税徴収のための強制措置の中止、人民所有財産保護法違反によって禁錮刑をうけた受刑囚および拘留中の未決囚の即時釈放をドイツ民主共和国政府に提案した。⁽⁸⁾

ドイツ民主共和国政府は、同日「ドイツ民主共和国地域および大ベルリン民主地域への帰還者に関する政令」を発令した。この政令は、一九五二年七月の「資産価値保全のための政令」にもとづいて没収した土地の所有者への返還または補償とこの政令の廃止をうたっている⁽⁹⁾。さらに、この政令は一九五三年二月一九日に発令された「農業生産と市民への供給保全のための政令」⁽¹⁰⁾を廃止し、供出義務の不履行または租税滞納を根拠とする管財人の任命を禁止し、農業経営が困難となり、西ベルリンまたは西ドイツへ逃亡した小農、中農、大農にたいする農地の返還または補償を規定している⁽¹¹⁾。この政令の施行規則は、資産返還請求は、申請者がドイツ民主共和国または大ベルリン民主地域を去る以前の居住地の市評議会または市町村評議会に、口頭、文書または代理人を通じて申請するよう定めている⁽¹²⁾。また同日には、食糧配給券配布に関する布告も廃止された。

しかし、この時期における情勢は、きわめて深刻であり、六月一六日、ノルマ引下げを要求する建築労働者のデモがおこり、翌一七日に東ベルリンに暴動が発生し、公共建築物が襲撃放火され、ドイツ民主共和国の各地は不穏な情勢にあった。この間、ドイツ民主共和国政府によって、供出義務軽減、年金引上げ、炭鉱労働者の労働条件の改善な

どの一連の措置が講じられた。この時期に、旧所有者に返還された私営企業数は、ベルリンでは二五九企業（運輸、建設、時計、繊維、玩具、製パン、石炭など）、マグデブルクでは七一企業、ライプツィヒでは三七企業であつた。⁽¹³⁾ 釈放された囚人数は、七五〇〇余名にのぼつたが、そのうち、二〇〇〇余名は農民であり、供出不履行または税金未納によるものであつた。⁽¹⁴⁾

ドイツ民主共和国首相、オットー・グロテヴオールが、「真面目な良心的な人々が、われわれの政治指針からはなれていつた⁽¹⁵⁾」と自己批判したように、このベルリン暴動の主要な側面は、西側および国内の反革命勢力による挑発攪乱工作があつたとはいへ、国内における政治的経済的矛盾によるものであつた。

第二節 第一次五カ年計画後期における私営セクターへの優遇政策

（一九五三年七月～五五年）

一九五三年六月の東ベルリン暴動後、ドイツ民主共和国政府は、例えば一〇月八日の「一九五三年第二半期の国民経済計画變更に関する決議」にみられるように、私営企業、手工業への原料、材料供給の保証、重工業投資額の削減、住宅建設費の増額などによって、重工業優先政策を修正する。⁽¹⁶⁾ ベルリン暴動以降、ドイツ民主共和国政府の主要な任務の一つは、国民の生活水準の向上であり、一九五四年、五五年における消費財の生産の発展と国民への供給の改善が中心的な課題となつていた。一九五三年一月一七日の「国民のための消費財生産の向上と改善に関する政令」は、地域人民所有経営、私営企業と手工業において、住民の消費財生産を一九五四年には、一九五三年に対比し、地

域人民所有経営においては一二五・七%、私営企業では一二六・一%、手工業においては一四九%向上させることを目的として⁽¹⁷⁾いる。この政令は、さらに、私営企業が国民の生活水準の向上と消費財生産の拡大に大きな任務を有することを強調するとともに、私営企業にたいするいくつかの優遇措置を明らかにしている。① 私営企業における生産物価格の最高価格を一九五三年度に決定された価格とし、その価格の維持または引下げを企業家の裁量にゆだねたと、② 一般消費財を生産する私営企業および充分な自己資金をもたない私営企業にたいし信用供与すること、消費財生産を新たに開始する私営企業にたいし、生産開始に必要な信用を純利率五%、一年の期限で信用手数料なしで供与すること、③ 一般消費財の原価プラス六%の利益幅が決定された生産物引渡し価格より高い場合、大蔵省は一般消費財にたいする予算増額を新たに決定しなければならないこと、この新たな決定は、私営企業家の申請にもとづき一カ月以内におこなわれ、有効期限は一年間であること ④ 私営の生産・建設・運輸企業は、その純利益の二五%を投資および改修に使用できること、課税対象は残余の利益にたいしてであること、⑤ 資本金会社から人的会社または個人企業へ組織変更した私営企業が、帳簿上の譲渡利益をださず、組織変更貸借対照表において資産評価をおこなうことなどであった。⁽¹⁸⁾

資本金会社から人的会社または個人企業への組織変更に関しては、すでに一九五三年一〇月一九日の「租税変更および所得税率軽減に関する政令第八次施行令」において、株式会社、株式合資会社または有限責任会社は、清算を除き、合名会社、合資会社、民法上の組合または個人商人に組織変更することができ、人的会社または個人商人が資本金会社の全権利の承継者であることを規定している。⁽¹⁹⁾この第八次施行令の「商法」の項では、さらに、第二条の清算を

除く資本会社の組織変更のための要件では、すべての資本会社の所有と債務部分は、人的会社または個人商人に譲渡されなければならないこと、組織変更する資本会社に参加する株式会社、株式合資会社または有限責任会社は、引き継ぐ人的会社において社員として登場してはならない点を規定している。⁽²⁰⁾さらに、資本会社の合資会社への組織変更の場合、有限責任社員として、人民所有財産の権利者として、または受託者の管理財産の代表者として、ドイツ投資銀行のみが登場する点を明記している。⁽²¹⁾

一九五三年度後半は、ベルリン暴動を契機として、私営企業と手工業にたいして、金融面、租税面、価格面など統制緩和政策が実施されることになる。この結果、一九五三年以降、私営企業の生産は拡大し、消費財部門の供給が増大する。一九五〇年を一〇〇とした場合、私営企業の総生産は、一九五三年に一〇二・六%、一九五四年に一一二・五%、一九五五年には一一八・六%と上昇した。⁽²²⁾それは、原料工業においては、一九五三年に九六・六%、一九五四年に一〇八年に一〇二・四%、一九五五年には一〇七・五%、軽工業においては、一九五三年に九八・六%、一九五四年に一〇八%、一九五五年には一一二・二%、食料品工業においては、一九五三年に一二四・四%、一九五四年に一二八・四%、一九五五年には一三六・八%に上昇した。⁽²³⁾このように資本主義セクターにたいする統制緩和・優遇政策は、私営企業の設備拡大を促進する結果を生み、蓄積と収益が急速に増加し、社会主義セクターと資本主義セクター間の矛盾・対立が強まった。そして、この資本主義セクターの発展は、社会主義建設の過程で障害として現われるようになった。

第三節 私営企業への統制措置と半国家経営の成立

(一九五五年一月—一九五九年三月)

一九五五年一月二二日の「商品供給者としての私営工業企業の契約上の義務規則に関する政令」は、下記のことを定めている。私営工業企業は、製品の販売、製造について、人民所有経営、それと同等の経営および私営企業と契約を締結する義務を負うと同時に、自己の企業で実施しうる生産に関してのみ、契約を締結すること(第一条一・二項)。契約は書類形式によること(第二条二項)。私営企業は契約ならびに資材請求確認のため、契約書を商工会議所県幹部会に提出すること(第三条一項)。商工会議所県幹部会が契約確認して、はじめて生産の開始が認められ、生産は確認された範囲内でのみ実施できること(第三条五項)。確認された契約の範囲内で資材が供給されること(第四条二項)。また、この政令は、国家フオンドによって私営企業に供給された資材を、自己の企業外で加工させた場合、契約変更または破棄の申請義務を履行しなかった場合ならびに契約が存在せずに生産を開始した場合にたいする民事罰を定めている(第八条一・二項)⁽²⁴⁾。価格政策の領域では、私営企業と人民所有経営間の生産物価格の差を是正するため、人民所有経営の定価を私営企業の最高価格とすることが定められた。また、私営企業の純利益の二五%を投資および改修に使用することを承認した規定は廃止され、私営企業にたいする信用供与についても、地方国家机关である郡県評議会の推薦が必要となった⁽²⁵⁾。

一九五五年一月月末に開催されたドイツ社会主義統一党第二五回中央委員会総会は、国家の資本主義的セクターへ

の経済的影響力を強化するために、私営企業への国家参与によって資本主義的企業を漸次、社会主義的に改造してゆく方向を提起した。一九五六年二月、ドイツ民主共和国閣僚会議幹部会は、ドイツ投資銀行に国家資金によって私営企業に参加する権限を付与した。この国家参与企業は合資会社形態をとり、私営企業家は無限責任社員および業務執行者として相応の報酬を得、無限責任社員と有限責任社員間の関係は、通常の契約に従って運用されるものであった。この国家参与企業は、一九五六年二月には八企業のみであったが、一九五六年三月に開催されたドイツ社会主義統一党第五回大会の時期には、すでに二〇〇余の私営企業が国家参与企業設立の申請をおこなっていた。⁽²⁶⁾第五回大会は、資本主義企業の半国家的性格の企業への改造の道、国家参与の方向を確認した。このように、一九五五年末からのドイツ社会主義統一党とドイツ民主共和国政府の私営企業にたいする経済政策は、一方で私営企業にたいして統制・監督を強化しながら、「半社会主義的性格」⁽²⁷⁾をもつ国家参与企業の設立によって、私営企業を社会主義的に改造する点に重点がおかれた。

一九五六年五月二十九日の「国家参与企業とその社員の課税に関する指令」は、私営企業が国家参与企業に組織変更する場合、その秘密積立金の税法上の負担は免除されること（第一〇条一項）、業務執行者としての無限責任社員に契約上承認された報酬は、税法上控除しうる企業支出であること（第九条一項）、その報酬は労働所得として取り扱われること（第二二条一項）、そして、国家参与企業へ組織変更する場合、売上税と土地取得税は免除されること（第十四条一項、第十五条）などを規定している。⁽²⁸⁾

一九五六年八月一日の「国家参与企業の管轄と指導に関する指令」は、資本主義セクターを国家権力の地域機関を

通じて、より強力に統制し、監督することを目的とした法律であつた。この指令の前文は、私営企業をこれまで以上に強力に社会主義建設へ組み入れ、その生産の経験と企業のキャパシティを、工業製品と消費財生産のために利用する新形態が、私営企業への国家参与である点を強調している。⁽²⁹⁾この指令は、地域的意義を有する国家参与企業を郡評議会が管轄し、地域経済部局が指導し、監督すること（第一条一項）、県評議会は、特に重要な企業を直接県評議会の管轄下におく権利を有すること（第一条二項）、国民経済上、特に重要な国家参与企業を、当該大臣の同意にもとづいてある省の管轄下におくこと（第二条一項）、県・郡評議会地域経済部局は、企業が実現可能な計画提案を作成できるよう保障すること、計画課題の遂行、資材と国家資金の合目的的使用を監督すること、契約がすべての点で遂行されるよう国家参与企業を援助すること（第四条一・二・三項）、県評議会地域経済部局は、業務執行無限責任社員とその協力者を、県の技術経済顧問会議に参加させ、その顧問会議の活動を国家参与企業にまで拡げること（第六条）などを規定するものであつた。⁽³⁰⁾

一九五六年七月の国家参与企業に関する模範定款は、個人商人として商業登記簿に登録されていた企業家は、商号を継続しながら、ドイツ投資銀行を社員として受入れること（第一条）、企業家は無限責任社員となり（第四条）、出資金を提供するドイツ投資銀行は有限責任社員となること（第五条）、無限責任社員は、企業の土地財産を会社に委譲し、土地台帳への所有権変更の登録を、定款締結後、一カ月以内に申請すること、および登録した担保と土地債務の解消に同意すること（第六条）、無限責任社員ならびに有限責任社員の損益は、出資額の割合に応じて相互に分配されること、その場合、利益に手をふれないことは、利益配当割当額の変更をもたらないこと（第一条）などを

定めている。⁽³¹⁾

一九五六年には、人民所有経営数は五九三二（三三・三％）、国家参与企業数は一四四（〇・八％）、私営企業数は一万二二七八（六六・九％）、一九五七年には、人民所有経営数は五八六一（三三・四％）、国家参与企業数は四四〇（二・五％）、私営企業数は一万二三七（六四・一％）であつた。⁽³²⁾ また従業員数は、一九五六年には、人民所有経営には二一萬三一二五名（八三・二％）、国家参与企業には一萬四三三一名（〇・六％）、私営企業には四一萬二二三三名（一六・二％）、一九五七年には、人民所有経営には二一九萬三二五八名（八三・四％）、国家参与企業には四萬四九七六名（一・七％）、私営企業には三〇萬四八九名（一四・九％）であつた。⁽³³⁾

一九五六年、資本主義セクターは、化学工業の生産のうち六・三％、建設資材工業（ガラスと陶磁器を含む）では一六・八％、機械製造では七・六％、電子工学では七・一％、精密機械と光学では八・八％、木材加工工業では三一・三％、繊維工業では二〇・七％、既製服製造では三九・八％、パルプ・製紙産業では二〇・五％、印刷産業では一四・七％、食料品産業では一二％を生産してゐた。⁽³⁴⁾ 一九五六年の資本主義セクターの総生産は六〇億マルクで、四〇％が生産手段、六〇％が消費財であり、その六〇億マルクのうち、私営企業の八三％（従業員数五〇名以下）が五一％を、一六％（従業員数五〇～二〇〇名）が四一％を、一％（従業員数二〇〇名以上）が九％を生産してゐた。⁽³⁵⁾

一九五八年には、国家参与企業数は、一九五七年の四四〇企業から一五四九企業へと飛躍的に増大した。この時期は、また、農業分野においても、農業生産協同組合化の運動が前進をとげた時期であつた。

一九五九年三月二六日に「半国家経営設立に関する政令」がだされた。この政令は、その前文において、「労働者・

農民国家の私営企業への参与は、社会主義経営への過渡形態である⁽³⁶⁾こと、および「半国家的性格の企業への私的資本主義的企業の転換の過程で、古い資本主義的生産諸関係の着実な改造が、つまり、人間による人間の搾取の制限と除去がおこなわれる」ことを強調している。⁽³⁷⁾半国家経営設立について政令は、半国家経営は、私営企業への労働者、農民国家の参与によって成立し、申請にもとづくこと（第一条一項）、私営企業の所有者、人的会社の業務執行社員ならびに資本会社の業務執行者または取締役会が、国家参与の申請をおこなうことができること（第一条二項）、申請は文書にて、企業が所在する所轄の郡評議会に提出すること、その申請書には、国家参与額、資金の運用目的、生産の種類と量、生産の今後の発展の可能性と活動報酬額を記載すること（第一条三項）、半国家経営は、一般的に合資会社として設立されるが、個々のケースでは合名会社の形態も認められること（第二条一項）、半国家経営の法形態および社員の法的地位は、会社定款のなかで規定されること（第二条二項）、国家社員は人民所有経営またはドイツ投資銀行であるが、例外的には、人民所有経営連合およびドイツ国有鉄道が、国家社員の機能を引き受けること（第三条一・二項）、国家社員は、資金供与、人民所有地の提供、有価証券の提供により半国家経営に参加すること（第四条一項 a・b）、資金供与は、投資および改修実施、企業の社会的文化的施設の改善、生産転換、流通手段の増加、債務の返済、退社社員の資本持分の償還、社員の資本持分の一部償還などにたいしておこなわれること（第四条二項）などを定めている。⁽³⁸⁾この政令は、社員の地位と任務について、これまで私営企業の業務執行を行使してきた私的社員は、会社定款によって半国家経営の指導者になること、半国家経営をその個人の責任において指導する権利と義務を有すること（第六条一項）、供与された資金の合目的運用に責任を有すること（第六条二項）、重要案件に関し

ては、他の社員と共同して決定すること、このことに關する詳細な規定を会社定款に規定すること（第六条三項）、私的無限責任社員は、半国家経営における活動にたいして報酬を得、その報酬額を会社定款のなかで確定すること（第七条）、国家社員は、労働者・農民国家の代理人として国家の利益を代表すること（第八条一項）、国家社員は、会社定款が定めている場合、有限責任社員として、単独で、または他の社員と共同して会社を代表することができること（第八条三項）を定めている。⁽³⁹⁾労働組合の共同決定権の執行に關して政令は、企業労働組合指導部は、共同決定権の執行と拡大のために、企業の指導者と企業契約を締結すること（第九条一項）、労働組合は、企業の指導部に参加し、定期的に生産協議を行ない、かつ、国家課題の遂行、達成のための労働競争、労働生産性の向上・製品の品質の改良、収益性の向上を組織する権利を有すること（第九条二項）、人民所有経営と半国家経営の労働組合組織は、相互に友好協定を締結する権利を有すること（第九条三項）、企業労働組合指導部は、労働の法律関係の調整、変更、解雇について共同決定権を有すること（第一〇条一項）、そして、さらに、企業労働組合指導部の代表は、社員総会に出席する権利を有すること（第一〇条二項）を規定している。⁽⁴⁰⁾国家行政機関の任務について政令は、国家行政機関は、半国家経営の社会主義的發展を助成し、企業の指導者と従業員の社会主義的意識の發展に影響を与えること（第一一条一項）、半国家経営を社会主義的計画に組み入れること、および労働生産性向上のために半国家経営を援助すること（第一一条二項）、国家参与申請に關しては、郡評議會の態度表明後に県評議會が決定すること（第一二条一項）などを定めている。⁽⁴¹⁾なお、社員の退社について政令は、半国家経営の一社員が会社から退社した場合、会社を残余の社員のもとで、または死亡の場合、相続人とともに継続することができること（第一六条一項）、退社社員の財

産処分請求は帳簿価格によること（第一六条二項）などを規定している。⁽⁴²⁾ この政令によって、一九五六年八月一日の「国家参与企業の管轄と指導に関する指令」は無効となった。

一九五六年五月の「国家参与企業とその社員の課税に関する指令」および七月の模範定款により合資会社の法形態をとって成立した国家参与企業、つまり半国家経営は、ドイツ会社法第一六一条にもづいて設立された。⁽⁴³⁾ ドイツ商法第四条が規定する「小商人」——手工業者および小営業経営者——は、合資会社を設立することは認められず、手工業者は手工業生産協同組合へと組織された。

この合資会社には、有限責任社員として主にドイツ投資銀行が登場するが、有限責任社員であるドイツ投資銀行は、ドイツ会社法第一六四条の規定に従って「会社の業務執行より排斥」⁽⁴⁴⁾ されてはいたが、一六六条は合資会社における有限責任社員の無限責任社員の業務執行にたいする監視権を認めている。それによれば、有限責任社員は「年度貸借対照表ノ謄本ノ交付ヲ求め且帳簿及書類を閲覧シテ其ノ貸借対照表ノ正否ヲ審査スル」⁽⁴⁵⁾ 権限を有する。有限責任社員は、ドイツ会社法第一七〇条によって、会社の代表権を保持できないが、一九五九年三月二六日の「半国家経営設立に関する政令」は、単独または他の社員と共同で会社を代表する権限を、有限責任社員に保障している。

この政令は、国家社員の機能を原則的に人民所有経営またはドイツ投資銀行が受け継ぐことを規定している。一九五八年まで、ドイツ投資銀行が国家社員の機能を主として引き受けていたが、その理由は、ドイツ投資銀行が長期にわたって資本主義セクターにたいし、信用供与をおこなってきたからであった。一九五七年一〇月、ドイツ社会主義統一党第三三回中央委員会は、国家社員の機能を人民所有経営へ委託する提案をおこなった。この提案は、半国家経

営の社会主義的改造にたいするドイツ投資銀行の役割に、一定の制約があるとの認識によるものであった。この提案は、人民所有経営と半国家経営間の生産協力関係の強化、企業指導部間の労働生産性の向上、技術革新などの経験交流、社会主義的経済原則の半国家経営での適用、両企業労組間の交流などによる人民所有経営の側からの影響力の拡大、人民所有経営と半国家経営との関係をより緊密化することを志向するものであった。しかし、半国家経営の側から、国家社員としての人民所有経営と契約を締結することにたいする躊躇があった。⁽⁴⁶⁾ 事実、人民所有経営の側に、締結による半国家経営の独立性の制限、喪失にたいする危惧に起因するものであった。国家社員の任務についての認識は統一されておらず、半国家経営を人民所有経営の一部と見做す見解や、かつての私営企業を排除しようとする見解が存在した。また、一九五九年三月の布告は、半国家経営設立は「企業家の自発的意志」によることを強調してはいたが、国家行政機関の側からの経済的圧力―原料割当の取消し、人民所有経営への転換の強制等―官僚的行政措置によって、人民所有経営と半国家経営間の契約締結の進行状況は思わしくなかった。⁽⁴⁷⁾ このように、国家機関および人民所有経営の側からの資本主義セクターの社会主義的改造の意義についての過小評価などが、人民所有経営の国家社員機能の引継ぎの障害になっていた。しかし、そのご、国家機関の側からの政治的思想的改善、半国家経営設立申請手続、期間の簡略化などにより、人民所有経営と契約を締結した半国家経営数は飛躍的に増大した。人民所有経営を国家社員として受入れていた半国家経営数は、一九五八年九月には六四経営であったが、一九五八年一月には三五五経営に、一九五九年一月には、半国家経営数四七〇二経営のうち、約三〇%の一三五五企業に増大した。⁽⁴⁸⁾

一九五九年三月の政令の第七条は、私的無限責任社員はその活動にたいして報酬を得ること、およびその報酬額を会社定款のなかで確定することを規定している。私営企業家が半国家経営設立を申請し、契約を締結する場合、この活動報酬額が、つまり、無限責任社員の所得額がつねに争点となった。この半国家経営の無限責任社員にたいする活動報酬は、「労働にもとづく所得」⁽⁴⁹⁾と規定され、無限責任社員にたいする利益配当が、いわゆる「搾取の一部」であると位置づけられている。⁽⁵⁰⁾

一九五五年末から始まった私営企業にたいする統制政策、社会主義的改造政策は、一九五九年三月の「半国家経営設立に関する政令」によって法的形態をととのえることになる。社会主義の総合的建設期とよばれる一九六〇年代においては、私営企業の半国家経営への転換ではなく、半国家経営と私営企業をより強力に計画経済に組み入れる点に力点がおかれることになる。

第四節 合資会社形態に関する論争

一九五六年三月、ドイツ社会主義統一党第三回党会議が開催された時期に、すでに二〇〇余におよぶ私営企業が、国家参与企業設立の申請をしており、この時期には、合資会社形態による私営企業の社会主義的改造について、いくつかの論文が発表された。

ハンス・ハルトヴィヒは、一九五六年八月「国家と法」誌上の論文で、私営企業への国家参与は、資本主義から社会主義への過渡期における社会主義建設の一方法であり、この過渡期には資本主義的生産関係は解消され、古い資本

主義的基盤は除去され、新しい社会主義的基礎が創造される。この過渡期における労働者階級の党の経済政策は、生産手段にたいするさまざまな所有形態（社会主義的所有、小商品生産所有、資本主義的所有）が長期間併存する点に立っている。これらの私的資本主義的セクターの存在が、過渡期における計画経済遂行のさい、不可避的に障害の原因となり、私的セクターを国民計画経済の遂行に組み入れるための対策が重要となる。特に、消費財部門における私営企業の生産の割合が高い場合、私営企業への国家参与の形態は、中間層との協力による社会主義へ移行のための国家参与形態は、合目的の方法であり、国家参与は、五〇%の参与だけでなく、それ以上またはそれ以下の参与も考慮されるべきだと述べている。⁽⁵¹⁾

合資会社形態に関して、ハインリヒ・テブリッツは、一九五六年七月の「ノイエ・ユステイツ」誌上で、合資会社形態について次のような否定的見解を述べている。有限責任社員として登場するドイツ投資銀行、つまり、一銀行が参与する典型的例は、一企業の整理であり、銀行は貸主として社員の形態で登場する。有限責任社員は財産出資に相應する利益にたいする請求権と監視権を有するが、銀行の関心事は利益にあるので、一定の監視権で満足する。しかし、国家参与は、企業の整理ではなく、私営企業の技術の改造、生産の向上、つまり、私営企業家との協力による新経済形態の発展が中心的課題であり、投資の維持と利益は第二義的なものである。したがって、新経済形態の発展にとり、合資会社形態が国家参与の「最高形態」ではなく、むしろ、商法の典型的法人である株式会社および有限責任会社への国家参与が、「労働者・農民国家との所有の分割」⁽⁵²⁾を法的に実現する多様な可能性を提供すると、テブリッツは主張する。⁽⁵³⁾このテブリッツの見解にたいして、ハルトヴィヒは、私営企業家と共同目的を達成する合同における

有限責任社員の典型的な規定は、監視権の存在であり、貸主は貸金額返還、利払い請求権を有するが、社員は資本持分によって、会社資産そのもの、会社資産の運命に参加するのであり、有限責任社員を決して貸主と見做すことはできず、貸主と社員の地位は本質的に異なると主張する。⁽⁵⁴⁾ ハルトヴィヒは、資本会社への資本集中は、国民経済へ悪影響を与え、株式会社の変動は株式の譲渡によって助長され、国家参与によって希求する目的が危険にさらされる可能性がありうるとして、株式会社などへの国家参与の道を否定し、国家参与に関しては合資会社形態を維持すべきであると主張するとともに、私営企業家の再教育の面からも、社員的人的結合を中心とする合資会社形態による国家参与が、株式会社の株主と比較して容易に可能である点を指摘している。⁽⁵⁵⁾

ライナー・ホルヌーフは、一九五六年一〇月の「ノイエ・ユスティツ」誌上で、合資会社形態による国家参与は、資本でなく、個人が会社の中心に位置すること、社員的人的責任が広範囲にわたり、監視権、閲覧権が存在していること、人的会社では個々の社員が会社資産の全所有者で、同一目的（生産の向上、輸出の拡大、純益の増大）に努力すると述べ、人的会社の法形態による国家参与が、私営企業家と従業員との再教育、企業労組の共同決定権の強化、管理運営の改善および政治的目的達成のために多様な可能性を提供すると主張する。⁽⁵⁶⁾

ヴェルナー・ムスラーは、合資会社形態による国家参与企業は、半社会主義的性格をもつ「新たな生産形態、典型的移行形態⁽⁵⁷⁾」の企業であり、その企業利益は利潤の性格をもたず、すでに一部は「社会にたいする、つまり、国家の純収入にたいする労働の貨幣表現⁽⁵⁸⁾」であると強調している。

むすびにかえて

一九五五年末から一九五九年にかけて、私営企業にたいして一連の統制措置が講じられ、私営企業の社会主義的改造の手段として、半国家経営が成立した。この合資会社形態による半国家経営では、私営企業家の利益配当の算出基礎であった私有財産は、「共有にたいする共同契約」⁽⁵⁹⁾にもとづいて共有財産へ転換された。半国家経営において、国家は法律や政令によって「外部から」ではなく、有限責任社員として、経営の関与者として「内部から」経営の意志形成に参加することになる。国家の監視権は実質上は経済計画官庁の包括的指導権限内に存在しており、半国家経営は、完全に会社関係の外部の指導、監督下におかれていた。

一九六〇年代後半に、五六一七経営、ドイツ民主共和国全工業経営数の四三・七%、全工業生産高の九・六%を占めた半国家経営は、一九七〇年前半に人民所有経営へと移行する。

一九五〇年代におけるドイツ民主共和国における私営企業の国有化は、半国家経営の歴史であった。この半国家経営は、社会主義建設のプロセスのなかで一定の役割を果たしたのであるが、私法と公法のかかわりにおいて、さまざまな問題を我々に投げかけていることも事実である。

- (1) Werner Krause, Die Entstehung des Volkseigentums der Industrie in der DDR, Berlin 1958, S. 108
- (2) Walter Ulbricht, Zur sozialistischen Entwicklung der Volkswirtschaft seit 1945, Berlin 1959, S. 157/8
- (3) Protokoll der zweiten Parteikonferenz der SED, Berlin 1952, S. 60

- (4) Werner Mußler, Der kapitalistische Sektor der Industrie als Problem der Übergangsperiode, Berlin 1959, S. 64
- (5) Verordnung zur Sicherung von Vermögenswerten. Vom 17. Juli 1952. in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 100, Berlin 1952, S. 615
- (6) Verordnung zur Verhinderung der Spekulation mit Lebensmitteln und Industriewaren. Vom 27. November 1952, in: Bankensystem und Geldumlauf in der DDR, 1945-1955, Berlin 1956, S. 405
- (7) Verordnung über die Ausgabe von Lebensmittelscheinen in der DDR und im demokratischen Sektor von Groß-Berlin. Vom 9. April 1953, in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 48, Berlin 1953, S. 543
- (8) Politbüro des Zentralkomitees der SED beschließt Maßnahmen zur Verbesserung der Lebenshaltung der Bevölkerung, in: Dokumentation der Zeit, Heft 48, 15. Juni 1953, S. 2527
- (9) Verordnung über die in das Gebiet der DDR und den demokratischen Sektor von Groß-Berlin zurückkehrenden Personen. Vom 11. Juni 1953, in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 78, Berlin 1953, S. 805
- (10) Ebenda, S. 806
- (11) Ebenda.
- (12) Erste Durchführungsbestimmung zur Verordnung über die in das Gebiet der DDR und den demokratischen Sektor von Groß-Berlin zurückkehrenden Personen. Vom 11. Juni 1953, in: Gesetz-Blatt der DDR, Nr. 78, a. a. O., S. 806
- (13) Forderung des Handwerks und der privaten Industrie, in: Dokumentation der Zeit, Heft 50, 15. Juli 1953, S. 2699

- (4) Bis zum 1. Juli 1953 wurden 7753 Haftentlassungen vorgenommen, in : Dokumentation der Zeit, Heft 50, 15. Juli 1953, S. 2702
- (5) Die Regierung und die Christlich-Demokratische Union, in : Dokumentation der Zeit, Gesamtdeutsches Informations Archiv, Heft 50, Berlin, 15. Juni 1953, S. 2709/10
- (9) Beschluß zur Veränderung des Volkswirtschaftsplanes für das 2. Halbjahr 1953. Vom 8. Oktober 1953, in : Gesetzblatt der DDR, Nr. 109, Berlin 1953, S. 1050-1053
- (17) Verordnung über die Erhöhung und Verbesserung der Produktion von Verbrauchsgütern für die Bevölkerung. Vom 17. Dezember 1953, in : Gesetzblatt der DDR, Nr. 135, Berlin 1953, S. 1317
- (81) Ebenda, S. 1320/1
- (91) Achte Durchführungsbestimmung zur Verordnung zur Änderung der Besteuerung und zur Senkung des Einkommensteuertarifes. Vom 19. Oktober 1953, in : Gesetzblatt der DDR, Nr. 110, Berlin 1953, S. 1055
- (20) Ebenda.
- (12) Ebenda.
- (22) Statistisches Jahrbuch der DDR, Berlin 1956, S. 125
- (23) Ebenda.
- (24) Verordnung über die Regelung der vertraglichen Verpflichtungen der privaten Industriebetriebe als Lieferer. Vom 22. Dezember 1955, in : Gesetzblatt der DDR, Nr. 1, Berlin 1956, S. 7/8
- (25) Katja Wagner, Zur sozialistischen Umgestaltung des privatkapitalistischen Sektors der Industrie der DDR,

Berlin 1962, S. 56

- (9) Walter Ulbricht, Referat auf dem V. Parteitag, Berlin 1958, S. 24
- (10) Zu den Perspektiven des Mittelstandes beim Aufbau des Sozialismus in der DDR, in: Dokumentation der Zeit, Heft 158, Berlin, 20. Januar 1958, S. 32
- (11) Anordnung über die Besteuerung der Betriebe mit staatlicher Beteiligung und ihrer Gesellschafter. Vom 29. Mai 1956, in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 50, Berlin 1956, S. 435/6
- (12) Anordnung über die Zuordnung und Anleitung der Betriebe mit staatlicher Beteiligung. Vom 1. August 1956, in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 73, Berlin 1956, S. 657
- (13) Ebenda, S. 657/8
- (14) Staatliche Beteiligung an Privatbetrieben in der SBZ, in: Recht in Ost und West, Zeitschrift für Rechtsvergleichung und innerdeutsche Rechtsprobleme, 11. jg., Heft 3, 15. Mai 1967, S. 114
- (15) Katja Wagner, a. a. O., S. 127
- (16) Ebenda.
- (17) Ebenda, S. 60
- (18) Ebenda, S. 59
- (19) Verordnung über die Bildung halbstaatlicher Betriebe, Vom 26. März 1959, in: Gesetzblatt der DDR, Nr. 19, Berlin 1959, S. 253
- (20) Ebenda.

- (38) Ebenda, S. 254
- (39) Ebenda, S. 254/5
- (40) Ebenda.
- (41) Ebenda.
- (42) Ebenda.
- (43) 独逸商法〔I〕、現代外国法典叢書(6)、神戸大学外国法研究会編、一九五六年復刊、有斐閣、一〇〇頁
- (44) 前掲書、一〇五頁
- (45) 前掲書、一〇八頁
- (46) Katja Wagner, a. a. O., S. 99
- (47) Ebenda, S. 101
- (48) Ebenda.
- (49) Ebenda, S. 118
- (50) Ebenda.
- (51) Hans Hartwig, Zur staatlichen Beteiligung an privatkapitalistischen Betrieben, in: Staat und Recht, 6. Jg., Heft 2, Berlin, 20. Februar 1957, S. 125-128
- (52) Heinrich Tosplitz, Privatbetrieb mit staatlicher Beteiligung, in: Neue Justiz, Zeitschrift für Recht und Rechtswissenschaft, Jg. 1956, Berlin, S. 406
- (53) Ebenda.

- (54) Hans Hartwig, a. a. O., S. 131
- (55) Ebenda.
- (56) Reiner Hornuf, Zur Rechtsform der Privatbetriebe mit staatlicher Beteiligung, in : Neue Justiz, Zeitschrift für Recht und Rechtswissenschaft, Jg. 1956, Berlin, S. 601
- (57) Werner Müller, Die privatkapitalische Industrie und die ökonomische Politik der Arbeiter-und Bauern-Macht, in : Einheit, 11. Jg., Heft 6, Berlin, Juni 1956, S. 534
- (58) Ebenda.
- (59) Hans Hartwig, a. a. O., S. 132

〔本稿は、文部省科学研究費の助成により行なわれた研究成果の一部である〕